

資料 11

最低賃金の国際比較

1111

1111

1111

1111

1111

1111

1111

1111

1111

1111

最低賃金の国際比較(G7)

○各国で最低賃金の適用対象が異なる。

例：日本では、基本的に全ての労働者に最低賃金が適用されるのに対し、イギリスでは16～24歳、フランスでは18歳未満や研修生等には減額した最低賃金を適用。ドイツでは、18歳未満や職業訓練実習生の一部等は適用除外。

○アメリカ、フランスは全国一律最低賃金の設定があるが、アメリカは州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めているところもあり、フランスは労働協約による地域・業種別最低賃金の設定がある。

(2020年1月1日時点。各国の金額はいずれも時給額)

日本	901円	901円	地域別最低賃金
アメリカ	7.25ドル	788円	連邦最低賃金に加え、州別最低賃金あり。
カナダ	11.15～15.0 カナダドル	933円～1256円	州別最低賃金
ドイツ	9.35ユーロ	1139円	全国一律最低賃金
イギリス	8.21ポンド	1183円	全国一律最低賃金
フランス	10.15ユーロ	1237円	全国一律最低賃金に加え、地域・業種別最低賃金あり。

- (注)1. 日本円換算は2020年1月1日の為替レートを使用(1米ドル=108.70円、1カナダドル=83.70円、1ユーロ=121.85円、1ポンド=144.07円)。
 2. 日本は全国加重平均の数値である。
 3. イタリアには最低賃金制度はない。
 4. イギリスは25歳以上に適用される金額。

